

創業応援資金「未来STORY」商品概要説明書

平成 29 年 6 月 1 日現在

1. 商品名	・ 創業応援資金「未来STORY」																	
2. ご利用いただける方	・ 次のいずれかに該当する方 ①当金庫の営業エリア内で創業を予定されている方 ②当金庫の営業エリア内で創業後、3年以内の方																	
3. お使いみち	・ 創業（第二創業含む）時に必要となる事業資金【運転資金・設備資金】																	
4. ご融資金額	・ 100万円以上3,000万円以内 ただし、運転資金は原則500万円が限度額となります。																	
5. ご融資期間	・ 運転資金最長5年 ・ 設備資金最長10年																	
6. ご返済方法	・ 毎月元金均等返済 ※ 最長1年間の元金据置が可能です。																	
7. ご融資利率	<p>・ 変動金利（当金庫短期プライムレートに連動）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ご融資期間</th> <th>ご融資利率</th> <th>金利優遇</th> <th>金利優遇後の最下限金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以上 3年以内</td> <td>年2.775%</td> <td rowspan="4"> 最大▲2.0% お取引条件に応じて、 金利の優遇を致します。 詳しくは最寄の窓口・担当者へ ご相談ください </td> <td>年0.775%</td> </tr> <tr> <td>3年超 5年以内</td> <td>年2.975%</td> <td>年0.975%</td> </tr> <tr> <td>5年超 7年以内 *設備資金</td> <td>年3.175%</td> <td>年1.175%</td> </tr> <tr> <td>7年超 10年以内 *設備資金</td> <td>年3.475%</td> <td>年1.475%</td> </tr> </tbody> </table>	ご融資期間	ご融資利率	金利優遇	金利優遇後の最下限金利	1年以上 3年以内	年2.775%	最大▲2.0% お取引条件に応じて、 金利の優遇を致します。 詳しくは最寄の窓口・担当者へ ご相談ください	年0.775%	3年超 5年以内	年2.975%	年0.975%	5年超 7年以内 *設備資金	年3.175%	年1.175%	7年超 10年以内 *設備資金	年3.475%	年1.475%
ご融資期間	ご融資利率	金利優遇	金利優遇後の最下限金利															
1年以上 3年以内	年2.775%	最大▲2.0% お取引条件に応じて、 金利の優遇を致します。 詳しくは最寄の窓口・担当者へ ご相談ください	年0.775%															
3年超 5年以内	年2.975%		年0.975%															
5年超 7年以内 *設備資金	年3.175%		年1.175%															
7年超 10年以内 *設備資金	年3.475%		年1.475%															
8. 担保	・ 原則不要。 ・ ただし、資金使途が土地建物を購入する目的の場合は、担保設定が必要です。																	
9. 保証人	・ 別途ご相談させていただきます。																	
10. 保証料	・ 長野県信用保証協会をご利用される場合は、所定の保証料が必要となります。																	
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス課（9時～17時、電話：0120-114-943）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部コンプライアンス課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 また、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。尚、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、下記の方法によりお客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等もご利用可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調停 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の調停人がテレビ会議システム等を用いて紛争の解決にあたります。 例) 長野県弁護士会で現地調停を行う。 ・ 移管調停 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。 例) 愛知県弁護士会に移管調停する。 																	
12. その他	・ 審査の結果ご希望に添いかねることもございますので、あらかじめご了承ください。 ・ ご融資利率は金融情勢の変動により変更となり、ご返済額が増減する場合がございます。																	